

議員提出議案第17号

索道事業に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和7年12月16日

富山県議会議長 武田慎一 殿

提出者 富山県議会議員

五十嵐	務
針山	健史
火爪	弘子
奥野	詠子
井上	学
川島	国
亀山	彰
岡崎	信也
安達	孝彦
大門	良輔
佐藤	則寿

令和7年12月16日

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

富山県議会議長 武田慎一

索道事業に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の継続
を求める意見書

レジャーの多様化等により、スキー・スノーボード人口はピーク時から大幅に減少しているものの、スキー場産業は冬期観光産業の重要な柱であり、スキー場を抱える地域経済の活性化や観光振興、地方創生に重要な役割を果たしている。

索道事業を営む者がスキー場において使用する圧雪機械等の運転は、スキー場の安全かつ安定的な運営に不可欠であり、その動力源に供する軽油については、軽油引取税の課税免除の特例措置が適用されており、厳しい経営環境にある索道事業者の経営の安定化に寄与している。

この特例措置の適用期限は、令和9年3月31日までとなっており、特例措置が失効すれば、スキー場のリフトを運行する索道事業者のみならず、宿泊業や飲食業などの関連産業、ひいては地域経済にも深刻な影響を及ぼすことが危惧される。

よって、国会及び政府におかれでは、厳しい経営を強いられている索道事業者の経営環境の改善を図るとともに、スポーツツーリズムを推進し、スキー場を抱える地域の観光振興を図る上でも、索道事業に係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、令和9年度以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

索道事業を営む者がスキー場において使用する圧雪機械等の運転の動力源に供する軽油については、軽油引取税の課税免除の特例措置が適用されており、厳しい経営環境にある索道事業者の経営の安定化に寄与している。

この特例措置の適用期限は、令和9年3月31日までとなっており、特例措置が失効すれば、スキー場のリフトを運行する索道事業者のみならず、地域経済にも深刻な影響を及ぼすことが危惧される。

よって、厳しい経営を強いられている索道事業者の経営環境の改善を図るとともに、スキー場を抱える地域の観光振興を図る上でも、索道事業に係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、令和9年度以降も継続するよう強く要望するものである。

議員提出議案第18号

信頼される生活保護制度の確立を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和7年12月16日

富山県議会議長 武田慎一 殿

提出者 富山県議会議員

五十嵐	務
針山	健史
火爪	弘子
奥野	詠子
井上	学
川島	国
亀山	彰
岡崎	信也
安達	孝彦
大門	良輔
佐藤	則寿

令和7年12月16日

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

富山県議会議長 武田慎一

信頼される生活保護制度の確立を求める意見書

生活保護基準のうち日常生活費の基準となる生活扶助基準は、2013年から2015年にかけて、最大10%、平均6.5%引き下げられた（以下、「本件引下げ」という。）。

本件引下げに対し、富山県をはじめ全国29都道府県で最大1,027名の原告が取消し等を求めて提訴したところ、最高裁判所は、本年6月27日、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱があり、生活保護法第3条及び第8条第2項に違反し違法であるとして、本件引下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡した。

本件引下げにより、高齢者、障がい・傷病者等、数百万人の生活保護利用者（令和7年4月時点の県内生活保護利用者1,614人）は、10年以上に渡り、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法第25条第1項）と個人の尊厳（憲法第13条）が侵害されている。また、この間、多くの原告等が被害回復をみることなく、訴訟中に死亡しているなどしており、被害回復は喫緊の課題となっている。

よって、国会及び政府におかれでは、可及的速やかに、全ての生活保護利用者に対し、所要の被害回復措置を行い、徹底した再発防止策を講じるとともに、信頼される生活保護制度を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

生活保護基準のうち日常生活費の基準となる生活扶助基準は、2013年から2015年にかけて、最大10%、平均6.5%引き下げられた（以下、「本件引下げ」という。）。

本件引下げにより、高齢者、障がい・傷病者等、数百万人の生活保護利用者（令和7年4月時点の県内生活保護利用者1,614人）は、10年以上に渡り、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法第25条第1項）と個人の尊厳（憲法第13条）が侵害され、また、訴訟中に被害回復をみることなく死亡しているなどしており、被害回復は喫緊の課題となっている。

よって、可及的速やかに、全ての生活保護利用者に対し、所要の被害回復措置を行い、徹底した再発防止策を講じるとともに、信頼される生活保護制度を確立するよう強く要望するものである。

議員提出議案第19号

地域医療体制を守るために診療報酬改定等を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和7年12月16日

富山県議会議長 武田慎一 殿

提出者 富山県議会議員

五十嵐 務
針山 健史
火爪 弘子
奥野 詠子
井上 学
川島 国
亀山 彰
岡崎 信也
安達 孝彦
大門 良輔
佐藤 則寿

令和7年12月16日

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

富山県議会議長 武田慎一

地域医療体制を守るために診療報酬改定等を求める意見書

急激な物価高騰や人件費上昇の中、それに見合った診療報酬の改定等が行われず、公定価格によって運営される保険医療機関等は深刻な経営難に陥っている。本県でも昨年度、公的・民間問わず多くの医療機関が赤字に陥るなど、医療機関の経営は深刻な事態にある。

こうした中、本年11月に閣議決定された「総合経済対策」では、令和8年度報酬改定については、他産業の状況も踏まえた賃上げや物価上昇を踏まえた適切な対応が求められており、医療機関や薬局、介護施設等における経営の改善及び従業員の処遇改定につなげるため、その報酬改定の効果を前倒しすることが必要であるとし、「医療・介護等支援パッケージ」が緊急措置されたところである。

よって、国会及び政府におかれては、こうした事態を真摯に受け止め、今後も、安定的かつ継続的な医療の提供体制を維持できるよう、医療機関の経営改善及び医療人材確保のため物価高騰や人件費上昇に対応した診療報酬の改定と必要な支援策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

急激な物価高騰や人件費上昇の中、それに見合った診療報酬の改定等が行われず、公定価格によって運営される保険医療機関等は深刻な経営難に陥っている。

こうした中、本年11月に閣議決定された「総合経済対策」では、令和8年度報酬改定については、他産業の状況も踏まえた賃上げや物価上昇を踏まえた適切な対応が求められており、「医療・介護等支援パッケージ」が緊急措置されたところである。

よって、今後も安定的かつ継続的な医療の提供体制を維持できるよう、医療機関の経営改善及び医療人材確保のため物価高騰や人件費上昇に対応した診療報酬の改定と必要な支援策を講じられるよう強く要望するものである。

議員提出議案第20号

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和7年12月16日

富山県議会議長 武田慎一 殿

提出者 富山県議会議員

五十嵐 務
針山 健史
火爪 弘子
奥野 詠子
井上 学
川島 国
亀山 彰
岡崎 信也
安達 孝彦
大門 良輔
佐藤 則寿

令和7年12月16日

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

富山県議会議長 武田慎一

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

令和6年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定された。保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されている。

今回の地域手当の改定に伴い、保育所等の公定価格については令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法の議論を進めるとされた。一方、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等は令和7年4月から見直しが実施され、地域手当が引下げとなつた自治体の施設においては、人材確保に更に支障が生じる恐れがあり、入所者支援の質の低下にもつながりかねない状況である。

よって、国会及び政府におかれては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないよう、下記のとおり強く求める。

記

- 1 令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講じること。
- 2 見直しの対象とならなかつた保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されている保育所等の公定価格については令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法の議論を進めるとされた。一方、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等は令和7年4月から見直しが実施され、地域手当が引下げとなった自治体の施設においては、人材確保に更に支障が生じる恐れがある。

よって、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対して、見直し前の水準に戻すよう、また、見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格等の地域区分について、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じることを強く求めるものである。

議員提出議案第21号

多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和7年12月16日

富山県議会議長 武田慎一 殿

提出者 富山県議会議員

五十嵐	務
針山	健史
奥野	詠子
井上	学
川島	国
亀山	彰
安達	孝彦
大門	良輔
佐藤	則寿

令和7年12月16日

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

富山県議会議長 武田慎一

多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書

社会経済の急速な構造変化を背景に、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

一方で、地方議会は、投票率の低下や議員のなり手不足、性別や年齢構成の偏りなどの課題を抱えていることから、議会とは何かを住民にしっかりと御理解いただきながら、多様な人材の議会への参画を進めていくことが必要である。

これまで、富山県議会では、議会に対する関心と理解を高めるための主権者教育の推進、議会のデジタル化、育児や介護との両立支援、ハラスメント防止など開かれた議会の取組に加え、県内経済団体に対して就業規則に立候補休暇制度を設けることの要請などを行ってきた。

本県議会では、現在のところ議員のなり手不足が懸念される状況にはないが、安心して議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境を整えることは、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられることから、地方議会が一丸となって取り組むべきものである。

よって、国会及び政府におかれては、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、下記の事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方議会の役割等が明確化された地方自治法の改正を踏まえた主権者教育を一層推進すること。
- 2 就業者の9割を会社員等の被用者が占める現状に鑑み、立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、会社員が立候補しやすい環境を整備するとともに、国民誰もが将来にわたって持続的で安心できる公的年金制度の構築を強力に推し進めることを大前提としつつ、厚生年金へ地方議会議員が加入できるための法整備を図ること。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進を図るため、議員活動と出産・育児、介護等の両立やハラスメント防止のための取組に対して支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

地方議会は、果たすべき役割と責任は重要性を増している一方、投票率の低下や議員のなり手不足、性別や年齢構成の偏りなどの課題を抱えていることから、多様な人材の議会への参画を進めていくことが必要である。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、主権者教育の推進や会社員が立候補しやすい環境を整備するとともに、公的年金制度の構築を強力に推し進めることを大前提としつつ、厚生年金へ地方議会議員が加入できるための法整備を図ること、また、議員活動と出産・育児、介護等の両立やハラスメント防止のための取組に対して支援することを早急に実現するよう強く要望するものである。

議員提出議案第22号

すべての国民が安心できる公的年金制度の再構築を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和7年12月16日

富山県議会議長 武田慎一 殿

提出者 富山県議会議員

五十嵐	務
針山	健史
奥野	詠子
井上	学
川島	国
亀山	彰
安達	孝彦
大門	良輔
佐藤	則寿

令和7年12月16日

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

富山県議会議長 武田慎一

すべての国民が安心できる公的年金制度の再構築を求める
意見書

公的年金制度は、高齢者や障がい者の暮らしを支える重要な社会保障のひとつである。

しかし、現役世代が保険料を負担し高齢者や障がい者の生活を支える年金制度の仕組みは、少子化が著しく、高齢者の割合が3割に達しようとしている現代において、現役世代の負担が大きい割には高齢者や障がい者への給付水準が低くなっている、将来的な制度継続への懸念が大きくなっている。

国民年金制度は、昭和36年の国民年金法の全面施行により、いわゆる国民皆年金制度が導入されたことに遡るが、当時は経済成長とともに人口が増加の一途を辿っていた頃に制度設計されたものであり、制度を支える現役世代が人口の6割にまで減少することは想定されていなかったと考えられる。

一方、国会では、令和7年6月にも厚生年金の一部を国民年金基礎年金部分に付け替える改正が行われているが、別の成り立ちを持つ制度の目的外活用とも取れる内容で、今後の人口構成を踏まえた抜本的な見直しとは言えず、依然として課題は残ったままである。

よって、国会及び政府におかれては、すべての国民が将来や老後の不安なく安心して生活できる年金制度の再構築のため、下記の通り要望する。

記

- 若い世代の長期勤続志向の低下が顕著になる中、転職や起業しても切れ目ない年金制度となるよう検討すること。
- 国は電子帳簿保存法改正やインボイス制度の導入で、様々な働き方に対して新たな責任を課したことから、国民がどのような働き方を選択しても、安心して老後を迎える年金制度となるよう検討すること。
- 広く国民から理解が得られる制度となるよう、現在の賦課方式にこだわらず、税負担のあり方等、抜本的な見直しについて検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

現役世代が保険料を負担し高齢者や障がい者の生活を支える年金制度の仕組みは、少子化が著しく、高齢者の割合が3割に達しようとしている現代において、現役世代の負担が大きい割には高齢者や障がい者への給付水準が低くなっている、将来的な制度継続への懸念が大きくなっている。

よって、すべての国民が将来や老後の不安なく安心して生活できる年金制度の再構築のため、若い世代の長期勤続志向の低下が顕著になる中、転職や起業しても切れ目ない年金制度となるよう検討するとともに、国民がどのような働き方を選択しても、安心して老後を迎える年金制度となるよう、また、広く国民から理解が得られる年金制度となるよう、抜本的な見直しについて検討することを要望するものである。

議員提出議案第23号

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和7年12月16日

富山県議会議長 武 田 慎 一 殿

提出者 富山県議会議員
菅 沢 裕 明
火 爪 弘 子
井 加 田 ま り
岡 崎 信 也

令和7年12月16日

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

文部科学大臣

内閣官房長官

富山県議会議長 武田慎一

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書

子どもたちが学校で学ぶ内容を示した学習指導要領は、概ね10年おきに改訂されているが、近年、その量や質が子どもたちの大きな負担になっているという指摘がある。2008年の改訂では「中学生は毎日6時間目まで」が、2017年の改訂では「小学校中・高学年も毎日6時間目まで」となっている。授業時数もさることながら内容も増加し、約20年間で1単位時間に学ぶ教科書のページ数が1.5倍になったとの試算もある。このように、国の定めた教育課程基準によって授業時数と内容が過多になり、子どもたちに過大な負担がかかっている状態を「カリキュラム・オーバーロード」と呼んでいる。

文部科学省の調査では、「授業の内容がよく分からぬ」「どちらかと言えばよく分からぬ」と答えた割合は、小学校算数で21.5%、中学校数学で29.1%おり、多くの子どもたちが勉強についていけない実態がある。

また、小・中・高を合わせると全国で42万人超の不登校の子どもがあり、年々増加している。富山県でも小学校1,106人（県2.4%・全国2.3%）、中学校1,518人（県6.2%・全国6.8%）、高等学校558人（県2.3%・全国2.3%）が不登校となる深刻な状況にある。

公益社団法人子どもの発達科学研究所による「不登校の要因分析に関する調査研究」（2024）では、47%の不登校児童生徒が不登校になった要因として「学業不振」を挙げており、「カリキュラム・オーバーロード」との関わりは否定できない。

よって、国会及び政府におかれでは、子どもたちが楽しく学び、学ぶことで自分に自信をもち、自ら学び続けるようになるためには、次期学習指導要領の改訂は重要な意味をもつことから、次期学習指導要領が子どもたちの学びの実態に合うよう精選され、「カリキュラム・オーバーロード」が改善されるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

子どもたちが学校で学ぶ内容を示した学習指導要領は、概ね10年おきに改訂されているが、近年、その量や質が子どもたちの大きな負担になっているという指摘がある。国の定めた教育課程基準によって授業時数と内容が過多になり、子どもたちに過大な負担がかかっている状態を「カリキュラム・オーバーロード」と呼んでいる。

文部科学省の調査では、多くの子どもたちが勉強についていけない実態があり、また、公益社団法人子どもの発達科学研究所による「不登校の要因分析に関する調査研究」(2024) では、47%の不登校児童生徒が不登校になった要因として「学業不振」を挙げており、「カリキュラム・オーバーロード」との関わりは否定できない。

よって、次期学習指導要領が子どもたちの学びの実態に合うよう精選され、「カリキュラム・オーバーロード」が改善されるよう求めるものである。